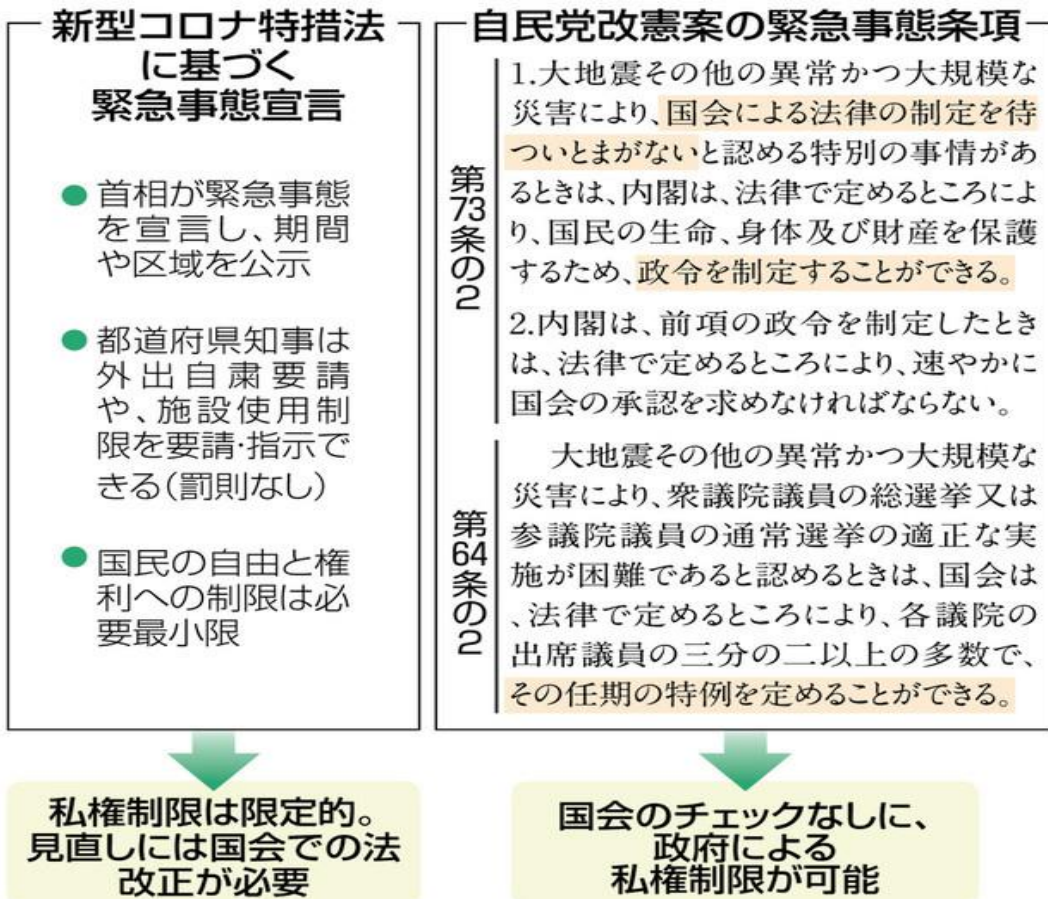


政府が国民の権利を停止する政令を制定することが可能となります。すなわち、憲法に「緊急事態条項」を設けることは、憲法が保障する人権を壊す恐れが大きいのです。第一次大戦後、最も民主的といわれたワイマール憲法（1919年8月14日公布・施行）のもとで、なぜナチスの独裁政権が生まれたのか、その契機がヒトラーによる同憲法第48条の国家緊急権（国家の緊急事態時には政府が国のすべてを決めることができるという内容）の活用であったことはよく知られています。新型コロナウイルス対策は「緊急事態条項」とは無縁です。コロナ禍を悪用した憲法改悪に断固として反対しましょう。（文責 久保富三夫） \*書籍の紹介『よくわかる緊急事態条項Q & A』

永井幸寿弁護士（明石書店 2016年。本体 1600円）



<5/3 付東京新聞朝刊より>

## 「15周年」中止のお知らせ

前号のニュースでご案内しました『芦屋「九条の会」15周年記念のつどい』（6月13日、絵本作家長谷川義史さんのお話し）につきましては、既に芦屋市と芦屋市教育委員会の後援を得て、開催の準備を進めて参りました。しかし、今般の緊急事態宣言延長もあり新型コロナウイルス感染症拡大回避の見地から、やむを得ず一旦「中止」とさせていただきます。今後の開催時期・内容につきましては、コロナ感染状況等もみながら、あらためてニュースでご案内させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、3月14日に予定していましたが芦屋「九条の会」主催の憲法講演会（羽柴修弁護士）、3月7日シンポジウム「9条と自衛隊の関係をどう語ったらいいのか」（主催「自衛隊を活かす会」「9条の心ネットワーク」）は会場が閉鎖されたこともあり、急遽中止に至りました。両イベントとも事前に多くの方から問い合わせをいただき、また当日に会場まで足を運んでいただいた方もありました。連絡が行き届かず申し訳ありませんでした。この場を借りましてお詫び申し上げます。